

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	日本債券コア・アクティブファンド
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券
4. 商品属性	
当初設定日	2022年12月28日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象 運用方針	RM日本債券コア・アクティブマザーファンドの受益証券 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主として、RM日本債券コア・アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じ、NOMURA－BPI総合に採用されている国内の債券へ主に投資を行います。NOMURA－BPI総合で採用されていない債券(ユーロ円債を含みます。)に投資することがあります。収益補完のため、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。</li> <li>● NOMURA－BPI総合をベンチマークとし、同指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。マクロ経済動向や金融市場の分析をもとに、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、同指数に対する超過収益の獲得を目指します。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>● デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
ベンチマーク	NOMURA－BPI総合
決算日	毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則として9月15日)に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。
償還条項	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき</li> <li>・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
5. お申込み方法 お申込み単位 お申込み価額	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。 1円以上1円単位 購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法 解約価額	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用 販売手数料 信託報酬	この商品には次の費用がかかります。 ありません。 ファンドの純資産総額に対して、以下の年率を乗じて得た額とします。信託報酬率(およびその配分)については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の表の通りとします。
信託財産留保額 その他費用	ありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</li> <li>● 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。</li> </ul>

項目	内 容
7. 費用(つづき) その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産の海外保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。</li> <li>● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。</li> </ul> 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な 変動要因等 金利変動リスク	当ファンドの基準価額は、実質的に組入れている有価証券等の値動きにより影響を受けて、変動します。主なリスクは次の通りです。 金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりの場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	実質的に組入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。
劣後債固有の リスク	<b>劣後リスク:</b> 一般に劣後債の法的な弁済順位は普通社債等に劣後するため、実質的に組入れている有価証券等の発行体が倒産した場合等には、普通社債等と比べて元金金の支払いを受けられない可能性が高く、基準価額の下落要因となります。
(その他の留意点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額への影響の可能性、換金の受付中止の可能性、換金代金のお支払遅延の可能性があります。</li> <li>● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドの他のペーパーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。</li> </ul>
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(=基準価額)×保有口数 ※ 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行います。)
15. 受託会社	株式会社SMBC信託銀行(ファンドの財産の保管および管理を行います。)

### (運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。